

「店頭外国為替証拠金取引 契約約款」の一部改正について

下線部変更

(平成 27 年 12 月 26 日)

現 行	変 更 後
<p>第1条(約 諾)</p> <p>(省 略)</p> <p>(1) および (2) (省 略)</p> <p>(3) 本取引の申込者がお客さま本人であることを証するため、お客さまは、申込書に次の①から⑦までの書類のうちいずれか1つを添付するものとする。ただし、お客さまが法人である場合には、次の⑧および⑨の書類ならびに当該取引担当者に係る①から⑦までの書類のうちいずれか1つを添付するものとします。</p> <p>I から III (新 設)</p> <p>①運転免許証 (複写)</p> <p>②外国人登録証明書 (複写)</p> <p>③～⑤ (新 設)</p> <p>⑦より (移 行)</p> <p>③健康保険証 (複写)</p> <p>④住民票 (写し: 発行日から 6 ヶ月以内のもの)</p> <p>⑤印鑑証明書 (写し: 発行日から 6 ヶ月以内のもの)</p> <p>⑥年金手帳 (複写)</p> <p>⑦旅券 (複写)</p> <p>⑧登記簿謄本または登記事項証明書 (写し: 発行日から 6 ヶ月以内のもの)</p> <p>⑨印鑑証明書 (写し: 発行日から 6 ヶ月以内のもの)</p>	<p>第1条(約 諾)</p> <p>(現行通り)</p> <p>(1) および (2) (現行通り)</p> <p>(3) 本取引の申込者がお客さま本人であることを証するため、お客さまは、申込書に次の<u>I</u>から<u>III</u>の書類のうちいずれか1つに加え、①から⑥までの書類のうちいずれか1つもしくは、⑦から⑫までの書類のうちいずれか2つを添付するものとする。ただし、お客さまが法人である場合には、次の<u>⑪</u>および<u>⑫</u>の書類ならびに当該取引担当者に係る①から<u>⑩</u>までの書類のうちいずれか1つを添付するものとします。</p> <p><u>I 個人番号カード (複写)</u></p> <p><u>II 通知カード (複写)</u></p> <p><u>III 住民票 (複写もしくは写し: 個人番号が記載されている発行日から 6 ヶ月以内のもの)</u></p> <p>①運転免許証 (複写)</p> <p>②外国人登録証明書 (複写)</p> <p><u>③住基カード (複写)</u></p> <p><u>④在留カード (複写)</u></p> <p><u>⑤個人番号カード (複写)</u></p> <p>⑥旅券 (複写)</p> <p><u>⑦健康保険証 (複写)</u></p> <p><u>⑧住民票 (複写もしくは写し: 発行日から 6 ヶ月以内のもの)</u></p> <p><u>⑨印鑑証明書 (複写もしくは写し: 発行日から 6 ヶ月以内のもの)</u></p> <p><u>⑩年金手帳 (複写)</u></p> <p><u>⑥へ (移 行)</u></p> <p><u>⑪登記簿謄本または登記事項証明書 (写し: 発行日から 6 ヶ月以内のもの)</u></p> <p><u>⑫印鑑証明書 (写し: 発行日から 6 ヶ月以内のもの)</u></p>